

事業者排出量削減報告書

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町								
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	京都府知事 山田啓二								
事業者の主たる業種	行政								
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））								
計画期間	平成20年 4月 ~ 平成23年 3月								
基本方針	京都府では、これまでからエコオフィス活動を中心とした温室効果ガス削減の取組を推進してきたところであるが、府地球温暖化対策条例の施行を踏まえ、同条例の温室効果ガス削減目標達成に向けて、自ら率先して取り組むために地球温暖化対策実行計画「地球にやさしい府庁プラン」を策定し、エコオフィス活動の徹底や施設の環境性能向上等の取組を進め、平成22年度に平成22年度比で温室効果ガス10%削減を図る。								
推進体制	・知事を最高責任者とする地球温暖化対策推進本部を設置して、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進する。 ・削減目標の早期達成を図るため、PDCAサイクルによる進行管理や外部評価を行う「京都府庁グリーンマネジメントシステム」を新たに導入し、着実な実行を促す。								
環境マネジメントシステム名称	京都府環境マネジメントシステム								
	適用範囲	1 本庁 知事部局、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、教育庁、警察本部		2 地域機関 広域振興局 教育局、府立学校 警察署、警察学校					
	取得年月日	平成11年11月 ISO14001認証取得（平成18年度から現行の独自システムに移行して運用）							
年度ごとの具体的な取組及び措置の状況	年度	設備、対象、工程等	措置内容						
	22	全庁（知事部局、企業局、各種委員会事務局、教育庁、警察本部及び下水道浄化センター）	1. エコオフィスの徹底による削減 （①作業、会議、資料のムダをなくす「三ない運動」の実施、②簡素で効率的な組織づくり、③職員動線の効率化等によるワークスペースの見直し、④電子府庁の推進等によるペーパーレス化の推進や省エネ・省資源活動の推進、⑤環境配慮型物品等の率先導入（グリーン調達）の励行 2. エネルギー大量消費施設等の「環境性能」の向上による削減 3. 府民や事業所のモデルとなる先導的な取組の推進等						
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （19）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）	報告年度（実績） （22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （実績）			
	A 事業所等排出区分	100,443.0 t	97,639.0 t	-2.8 %	99,689.6 t	-0.8 %			
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	t	%			
	C その他排出区分	12,832.0 t	13,668.0 t	6.5 %	12,480.2 t	-2.7 %			
	排出合計	*1 113,275.0 t	*2 111,307.0 t	-1.7 %	*4 112,169.8 t	-1.0 %			
	実績に対する自己評価	エコオフィス活動や省エネ取り組みを進めてきたが、H22の猛暑、厳冬のためエネルギー使用量が増加した。							
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	報告年度（実績）	増減率（実績）		
	下水道浄化センター	二酸化炭素換算(t) 放流量(千m3)	0.382 t-CO2/千m3	0.372 t-CO2/千m3	-2.6 %	0.341 t-CO2/千m3	-10.7 %		
		二酸化炭素換算			%		%		
		二酸化炭素換算			%		%		
実績に対する自己評価	下水道浄化センターについては、毎年度、原単位（排出量/放流量）で1%削減を目標として取り組んでいるところ、設備の効率的な運用等により目標を上回る削減を達成することができた。								
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）				報告年度（実績）			
		取組量等		（二酸化炭素換算）		取組量等		（二酸化炭素換算）	
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）	t	（整備面積）	ha	（吸収量）	t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m <sup>3</sup>	（削減量）	t	（利用量）	m <sup>3</sup>	（削減量）	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	kwh	（削減量）	t	（売電量）	kwh	（削減量）	t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）	t	（熱供給量）	GJ	（削減量）	t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）	t	（購入量）	3,400.0 kwh	（削減量）	1.1 t
	家庭における温室効果ガス排出量の削減効果分の購入	（購入量）	t	（削減量）	t	（購入量）	t	（削減量）	t
		削減量等合計			*3 t				*5 1.1 t
	差引排出量	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	報告年度（実績）	増減率（実績）			
（排出合計-削減等合計）	*1 113,275.0 t	(*2)-(*3) 111,307.0 t	-1.7 %	(*4)-(*5) 112,168.7 t	-1.0 %				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動									
特記事項									

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外の事業者の方はレ印の記入は不要です。  
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。  
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。  
 4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、○工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。  
 5 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等」のうち「森林の保全及び整備」の「目標年度（計画）」欄には計画期間中の目標の累計を、「報告年度（実績）」欄には実績の累計を記入してください。  
 6 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。